

議案第 1 号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 9 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 1 年政令第 1 3 9 号）が施行されたことに伴い、暫定的に出産育児一時金の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例）

- 3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「380,000円」とあるのは「420,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。